

所 管 部 課		健康いきいき部 保険年金課		部 長		川口 莊一	
件 名		東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項	
関係事項	条 例 規 則	東大和市国民健康保険税条例					
	部 課 機 関	納税課					
1. 要 旨 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、令和6年度分の市民税・都民税から、国税である森林環境税を併せて賦課徴収することとなった。このことにより、国民健康保険税において還付金が発生した場合、国税の含まれた市民税・都民税に充当するためには、国民健康保険税の納税義務者からの委託による納付とみなすことが必要となり、納付方法の変更等に伴う文言整理と併せて、国民健康保険税納税通知書等の様式を改正するものである。 （1）改正する様式 ① 国民健康保険税納税通知書（第4号様式） 多子世帯軽減の廃止に伴う文言削除、「委託納付」の文言追記、納付方法の変更等に伴う文言整理 ② 国民健康保険税納税通知書(過年度)（第5号様式） 「委託納付」の文言追記、納付方法の変更等に伴う文言整理 ③ 納付書（第6号様式） 納付方法の変更等に伴う文言整理 （2）施行日 令和6年4月1日 （3）影響および効果 国民健康保険税の収納等に関する事務を適正に執行することができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年1月 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行 令和6年3月 文書課審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。